

# 工事計画軽微変更届出書

(玄海原子力発電所第3号機)

原発本第117号  
令和4年11月9日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣  
西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社  
代表取締役 池辺 和弘  
社長執行役員

次のとおり工事の計画を変更したので、電気事業法第47条第5項の規定により届け出ます。

工事の計画の変更に係る 事業場の名称及び所在地	名称 玄海原子力発電所 所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村
工事の計画の変更の内容	別紙のとおり
原子炉等規制法第43条 の3の9第6項の規定に よる届出をした場合は、 その年月日	

1. 工事の計画の変更の内容

2.12 原子炉冷却系統設備の適用基準及び適用規格

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 共通項目<sup>(注)</sup>            原子炉冷却系統設備に適用する共通項目の基準及び規格のうち、本工事計画において適用する基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 (JEAG4601・補-1984)</li> <li>● 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)</li> <li>● 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1991 追補版)</li> <li>● <u>JSME S NB1-2007</u> 発電用原子力設備規格 溶接規格</li> <li>● JSME S NC1-2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格</li> </ul> <p>上記の他「耐震設計に係る工認審査ガイド」を参照する。            (※) 下線部については、記載の適正化を行う。</p>	<p>第1章 共通項目<sup>(注)</sup>            原子炉冷却系統設備に適用する共通項目の基準及び規格のうち、本工事計画において適用する基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 (JEAG4601・補-1984)</li> <li>● 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)</li> <li>● 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1991 追補版)</li> <li>● JSME S NB1-2012/2013 発電用原子力設備規格 溶接規格</li> <li>● JSME S NC1-2012 発電用原子力設備規格 設計・建設規格</li> <li>● JSME S NJ1-2012 発電用原子力設備規格 材料規格</li> </ul> <p>上記の他「耐震設計に係る工認審査ガイド」を参照する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 個別項目<sup>(注)</sup>  原子炉冷却系統設備に適用する個別項目の基準及び規格のうち、本工事計画において適用する基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● JSME S 012-1998 配管内円柱状構造物の流力振動評価指針</li> <li>● JSME S 017-2003 配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針</li> <li>● JSME S NC1-2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格</li> </ul> <p>(注) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の10第1項の規定に係る工事計画に記載された適用基準及び適用規格について記載している。</p>	<p>第2章 個別項目<sup>(注)</sup>  原子炉冷却系統設備に適用する個別項目の基準及び規格のうち、本工事計画において適用する基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号)</li> <li>● JSME S 012-1998 配管内円柱状構造物の流力振動評価指針</li> <li>● JSME S 017-2003 配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針</li> <li>● JSME S NC1-2012 発電用原子力設備規格 設計・建設規格</li> </ul> <p>(注) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の10第1項の規定に係る工事計画に記載された適用基準及び適用規格について記載している。</p>

## 2. 変更を必要とする理由を記載した書類

平成 24 年 2 月 9 日付け平成 24・01・23 原第 5 号にて認可された化学体積制御設備の主要弁及び主配管の改造に係る工事の計画において、原子炉冷却系統設備の適用基準及び適用規格を記載しているが、当該適用規格について日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012 年版）＜第 I 編 軽水炉規格＞ JSME S NC1-2012」、「発電用原子力設備規格 材料規格（2012 年版） JSME S NJ1-2012」及び「発電用原子力設備規格 溶接規格（2012 年版（2013 年追補含む。）） JSME S NB1-2012/2013」の適用に伴う変更を行うことから、軽微変更届出を行うものである。